平成２１年（フ）第３０９号
兵庫県宝塚市星の荘26番１号　大島ハイツ201号
債務者　藤澤　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１０号
兵庫県川西市東畦野５丁目８番６号、前住所兵庫県川西市鼓が滝３丁目２番17号
債務者　古田　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１１号
兵庫県川西市東畦野５丁目１番15号
債務者　古田　富治
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１５号
兵庫県伊丹市東野６丁目６番地　エルパラシオ508号
債務者　陰山　晴恵
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２８号
兵庫県南あわじ市福良甲1276番地13
債務者　坂東三千代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第４７号
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦1541番地６
債務者　中原美智代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第４２号
佐賀県唐津市和多田用尺７番16号
債務者　冨田　英雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第８９号
佐賀県唐津市呼子町呼子4165番地１
債務者　関　　郁子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９４号
佐賀県唐津市浜玉町横田下116番地10、住民票上の住所佐賀県唐津市唐川199番地、前住所佐賀県唐津市呼子町呼子1670番地８
債務者　中島　辰彦
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９７号
佐賀県唐津市石志2975番地30　キャロットⅡ―201号、前住所佐賀県唐津市久里322番地23
債務者　蒲原　弘茂
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９８号
佐賀県唐津市石志2975番地30　キャロットⅡ―201号、前住所佐賀県唐津市久里322番地23
債務者　蒲原新津子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１００号
佐賀県唐津市鏡755番地
債務者　菊池　　笑
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９１号
青森市港町３丁目10番６号
債務者　阿保　邦子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９１号
神戸市灘区大内通２丁目１番２号
債務者　神原　沙織（旧姓林・野田）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９９号
神戸市須磨区北落合５丁目１番328―101号
債務者　松岡　利雄
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１２２号
神戸市垂水区名谷町字堂面812番地
債務者　宗崎　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５８号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番166―108号
債務者　西森　義夫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部